七　計画的に実施される施設の整備のために契約された建設工事（以下この号において「既契約工事」という。）に連接して当該施設の整備のために施工される同種の建設工事（以下この号において「同種工事」という。）の調達をする場合、又はこの号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約が締結された同種工事に連接して新たな同種工事の調達をする場合であって、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達をすることが既契約工事の調達の相手方から調達をする場合に比して著しく不利と認められるとき。ただし、既契約工事の調達契約が第４条から前条までの規定により締結されたものであり、かつ、既契約工事の入札に係る第６条の公告又は第７条の公示においてこの号の規定により同種工事の調達をする場合があることが明らかにされている場合に限る。

八　緊急の必要により競争に付することができないとき。

九　事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は商工組合若しくは商工組合連合会の保護育成のためこれらの者から直接に物品等を買い入れるとき。

十　建築物の設計を目的とする契約をする場合であって、当該契約の相手方が、センターが定める要件を満たす審査手続きにより、当該建築物の設計に係る案の提出を行った者の中から最も優れた案を提出した者として特定されているとき。

2　前項各号に定める場合のほか、協定第15条に該当するものとして、総長が別に定める場合には、随意契約によることができる。

（落札者の決定に関する通知等）

第12条　総長は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に付して落札者を決定したとき、落札者とされなかった入札者から要請がある場合には、落札の決定及び当該要請を行った入札者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合にあっては、無効とされた理由）を当該要請を行った入札者に対し、速やかに書面により通知するものとする。

2　総長は、特定調達契約につき、一般競争又は指名競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、その翌日から起算して72日以内に、次に掲げる事項を官報により公示しなければならない。

一　落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量

二　契約を担当する職員の氏名並びにその所属する部課の名称及び所在地

三　落札者又は随意契約の相手方を決定した日

四　落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所

五　落札金額又は随意契約に係る契約金額

六　契約の相手方を決定した手続

七　一般競争又は指名競争によることとした場合には、第６条の規定による公告又は第７条の規定による公示を行った日

八　随意契約による場合にはその理由

九　その他必要な事項

（随意契約に関する記録）

第13条　総長は、特定調達契約につき随意契約によった場合には、当該随意契約の内容及び随意契約によることとした理由について、記録を作成し、保管するものとする。

（苦情の処理）

第14条　総長は、特定調達契約につき落札者とされなかった入札者からの苦情その他特定調達契約に係る苦情の処理に当たる職員を指名するものとする。

附　則

（施行期日）

1　この規程は、平成22年４月１日から実施する。

（経過措置）

2　この規程は、この規程の実施の日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以後に締結されるものに関する事務については、適用しない。

政府調達に関する協定に基づく公表

政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条１の規程に基づき、関係手続きを次のとおり公表する

平成 22 年７月６日

独立行政法人国立長寿医療研究センター

◎調達機関番号　616　◎所在地番号　23

平成22年４月１日規程第39号

独立行政法人国立長寿医療研究センター政府調達に関する協定等に係る物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程

（趣旨）

第１条　この規程は、1994年４月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、その他の国際約束を実施するため、独立行政法人国立長寿医療研究センター（以下「センター」という。）の締結する契約のうち、国際約束の適用を受けるものに関する事務の取扱に関し、独立行政法人国立長寿医療研究センター会計規程（平成22年規程第38号。以下「会計規程」という。）の特例を設けるとともに、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　物品等　動産（現金及び有価証券を除く。）及び著作権法（昭和45年法律第48号）第２条第１項第10号の２に規定するプログラムをいう。

二　特定役務　協定の附属書Ⅰ日本国の付表４に掲げるサービスに係る役務をいう。

三　建設工事　協定の附属書Ⅰ日本国の付表４に掲げる建設工事をいう。

四　調達契約　物品等又は特定役務の調達のため締結される契約（当該物品等又は当該特定役務以外の物品等又は役務の調達が付随するものを含む。）をいう。

五　一連の調達契約　特定の需要に係る一の物品等若しくは特定役務又は同一の種類の二以上の物品等若しくは特定役務の調達のため締結される二以上の調達契約をいう。

（適用範囲）

第３条　この規程は、センターの締結する調達契約であって、当該調達契約に係る予定価格（次項及び第３項により算定するものとする。）が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額以上であるもの（以下「特定調達契約」という。）に関する事務について適用する。

一　物品等の調達契約国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号。以下「国の特例政令」という。）第３条第１項に規定する財務大臣の定める額

二　特定役務のうち建設工事の調達契約国の特例政令第３条第１項に規定する財務大臣の定める額

三　特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約国の特例政令第３条第１項に規定する財務大臣の定める額

四　特定役務のうち上記以外の調達契約国の特例政令第３条第１項に規定する財務大臣の定める額

2　前項の予定価格は、物品等の借入れに係る調達契約又は一定期間継続して提供を受ける特定役務の調達契約にあっては、次の各号によるものとする。

一　借入期間又は提供を受ける期間の定めが12月以下の場合は、当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務の予定価格の総額

二　借入期間又は提供を受ける期間の定めが12月を超える場合は、当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務の予定価格の総額（見積残存価額を含むものとする。）

三　期間の定めがない場合又は前２号に該当するかが判別し難い場合は、１月当たりの予定賃借料又は１月当たりの特定役務の予定価格に48を乗じて得た額とする。

3　第１項の予定価格は、調達契約に関し単価についてその予定価格が定められる場合にあっては当該予定価格に当該調達契約により調達をすべき数量を乗じた額とし、一連の調達契約が締結される場合にあっては当該一連の調達契約により調達をすべき物品等又は特定役務の予定価格の合計額とする。

4　第１項にかかわらず、センターの締結する物品等の調達契約又は特定役務の調達契約であって、当該調達契約に係る国又はセンターの行為を秘密にする必要があるものなど協定第23条に該当するものとして、総長が認める調達契約に係る事務については、この規程は適用しない。

（競争参加者の資格に関する審査等）

第４条　総長又はその指名を受けた役職員（以下「資格審査者」という。）は、特定調達契約の締結が見込まれるときは、センターの競争入札に参加しようとする者（厚生労働省の競争に参加する者に必要な資格を有する者又は当該資格を申請する者を除く。）から競争に参加する者に必要な資格の審査について申請を受けたときは、随時に行わなければならない。

2　総長又はその指名を受けた役職員（以下「公示義務者」という。）は、特定調達契約の締結が見込まれるときは、当該特定調達契約の締結が見込まれる年度ごとに、当該資格の基本となるべき事項並びに前項に基づく申請の時期及び方法等について、官報により公示しなければならない。